

笑顔のためにできることのすべてを

CAN NAVI かなびの丘だより

第 25 号 (2021 年 1 月 1 日発行)

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

ウィズコロナ ～コロナ禍の後見活動～

世界保健機関 (WHO) が新型コロナウイルスを認定してから 1 年が過ぎました。当初は中国国内の問題でしたが、瞬く間に全世界に拡大しました。日本でも 2020 年 4 月に緊急事態宣言が発令されました。その後、宣言は解除になりましたが、第 2 波・第 3 波と続いています。

この新型コロナウイルスは働き方、通学、買い物や食事の仕方を大きく変えました。そして、ウィズコロナ、アフターコロナと呼ばれるように社会の在り方さえも変えていこうとしています。当然ながら、成年後見の活動も影響を受けていますので変えていかないとはいけません。

本人の生活状況を把握する最良の方法は本人と直接会うことですが、今は会いたくても会うことができません。オンライン対応している施設もありますが、障がいの特性等で [1]

[1] 使用が難しいケースもあります。当法人の場合は、複数の方を支援しているため、往来によってウイルスを拡散してしまう可能性もあります。オンラインを活用したり、支援員や関係者からヒアリング等をして状況把握に努めています。また、窓口でしか対応してもらえない申請や手続きは出向きますが、可能な限り郵便でやり取りで対応しています。

これまでは比較的对面的な活動をベースにしてきましたが、後見活動を効率化できることは積極的に進めていく方針です。しかし、画一的・表面的にならないようにコミュニケーションを図るようにしていきます。新しい一歩を踏み出した所ですが、みなさまのご協力を仰ぎながら、新しい形を見つけていければと考えています。

we
CAN
NAVIGate
you

あなたを守る制度があります
あなたを守る人がいます

NPO かなびの丘では、自分でできることは自分でやり、できない部分をサポートする支援を行っています。これを法人名になぞらえて、できることをナビゲートする“CAN NAVI”と表現しています。本誌は、本人や家族、関係者と社会とを双方向に結び、自分らしく生きていくための権利擁護社会の構築に向けて“CAN NAVI”していくこと目指しています。

事業報告（2020 年度前期）

成年後見事業

新規の受任は 4 人、一方 6 人の方がお亡くなりになりました。財産管理事業の利用者が成年後見制度利用に移行されることが増え、申立支援をさせていただいています。コロナ感染拡大防止のため、やむを得ず面会等を自粛しましたが、今後どのような状況下でも対応できるような身上監護や財産管理の在り方を検討していく必要があります。

自立支援事業

前期において 9 名の方と契約を行いました。一方、7 名の方との契約が終了しました。そのうち 3 名の方は契約後お亡くなりになり短期の支援でした。また、在宅者の割合が約 3 割となっています。この中には成年後見制度の活用が必要と思われる方もおり、他機関と連携を図りながら権利擁護に努めてまいります。

第三者評価事業

従来、7 割以上の評価実績を残してきた大阪府社会福祉協議会が、平成 30 年度末をもって評価機関から撤退するという事態となりました。当法人としては、ニーズ状況に対応すべく、急遽評価調査者の確保を急ぎ、令和元年 6 月、社会的養護関係施設の評価機関として全国社会福祉協議会に登録することにしました。

多くの事業所から問い合わせが相次ぎ、昨年度後半以降 10 余名の評価調査者のフル回転でリミットいっぱいという状態ながら、可能な限り要望に応じてきました。

【前期の実績】 障がい分野：5 件、社会的養護：2 件

【後期の予定】 障がい分野：3 件、社会的養護：11 件

人権啓発事業

今年度も財産管理サービスの普及活動に取り組んでいます。今年度は社会福祉振興助成事業（WAM 助成）を受けて、主に施設や療養病院向けに実務型の支援を行っています。こちらも新型コロナウイルスの影響のため研修会や訪問指導は中止となりました。そのためハンドブックの作成等啓発活動がメインとなっています。

当法人の新型コロナウイルス対策

(状況に応じて変更する場合があります)

当法人では緊急事態宣言以降も対策を続けてまいりました。年末にかけて新型コロナウイルスの感染が拡大傾向にあります。また、利用者が入居している施設等でも感染が発生しているため、より強化していく方針です。

強化する対策 (2020年12月1日時点)

- ・ 面会訪問の原則中止、オンライン面会の活用
- ・ ローテーション勤務の実施
- ・ 事務所内の換気、消毒の徹底
- ・ 非常勤職員の自宅待機

相談室 Q&A 「成年後見制度と相続 (その1)」

Q. 障がいのある子の父親が亡くなりました。相続を進めるにあたって成年後見人が必要と聞きました。どうしてですか？

A. 相続は相続人となる者全員で遺産分割協議を行います。この協議では各人が意見を述べたり意思表示をしたりすることになります。それができなくなると協議自体が成立しないことになります。相続は相続人にとって財産を受け権利を行使することになるため、適切な代理人が必要となるわけです。それが成年後見人です。

成年後見人は本人に替わって遺産分割協議に参加します。家族関係や被相続人（故人）の思い等考慮すべきこともあると思いますが、本人の利益を害さないように話を進めていくこと [1]

[2] になります。このとき、成年後見人は家庭裁判所への相談や報告を行います。

相続の手続きのために成年後見人をつけた場合でも、成年後見人は相続が終了した後も引き続き、成年後見人であり続けます。成年後見人をつけたきっかけが相続であっただけで、判断能力が乏しい本人にとって代理人が必要な状況は変わらないためです。



成年後見制度や財産管理等権利擁護に関するご質問やお悩みがありましたらお気軽にご相談ください。なお、いただきましたご質問等は個人情報等に配慮した上で本誌に掲載する場合がございます。

もずのアンヨ

サカイビト

1

ぎょうき

行基



写真出典：堺市博物館

記念すべき「サカイビト」の第1回目は「行基」です。

行基は天智七（西暦 668）年に河内国蜂田郷に中級豪族の子として生まれます。15歳で出家し、37歳の時に生家を改造して家原寺（えばらじ）を創建しました。その後、禁じられていた布教活動を行いながら、貧しい者や病人に食料の配給やけがの手当等を施す救護施設を10カ所以上造りました。また、橋、港、ため池や用水路といったインフラの整備に尽力しました。

このような活動により朝廷から弾圧を受けていましたが、聖武天皇から「大僧正」を与えられました。これは大仏建立という一大プロジェクトを成功させるためでしたが、行基の影響力があまりにも大きく無視できなくなっていたことを示しています。

行基の残した寺院や社会基盤は現在も多く残っています。

庶民に寄り添った行基の想いに触れてみませんか。

賛助会員を募集しています

権利擁護活動を資金的に援助していただける方を募集しています
3,000円/口より

ゆうちょ銀行 00920-4-251151 特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

ご寄付のお願い

成年後見制度や財産管理の普及啓発に活用のご寄付をお願いしています。

切手・印紙を販売しています

切手や収入印紙を取り扱っています。売上の一部が販売手数料となります。この全額を権利擁護活動に活用しています。

新型コロナウイルスの収束が見えない状態の中で恐怖や不安と闘いながら過ごした昨年でしたが、今後の生活の在り方や働き方を改めて考えさせられた時間でもありました。「笑顔のためにできることのすべてを」考えていきましょう。【小林】

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
発行者：白土 隆司 / 編集者：北中 大輔

〒591-8032
大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1
TEL.072-255-6336 FAX.072-205-5050
E-mail info@kannabi.jp
U R L http://kannabi.jp

笑顔のためにできることのすべてを

